

(有 添 付 物)
国海査第 207 号の 2
令和 2 年 10 月 21 日

一般社団法人 日本舶用機関整備協会
専務理事 渡邊 元尚 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 石原 典雄
(公印省略)

船舶検査の方法の一部改正について (通知)

今般、別添のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

○船舶検査の方法 附属書Ⅱ
以下のとおり一部改正する。

改 正 案	現 行	備 考
<p>1. 適用 この附属書は、以下の工事、整備、装備、装備工事又は解放整備(以下「工事又は整備等」という。)を行う事業場又はサービーステーション(以下「事業場等」という。)に適用する。 (1)～(4) (略) (5) 内燃機関等の解放整備 内燃機関等とは、主機又は補機である機関であって、次のサービーステーションの区分毎に掲げる連続最大出力以下のディーゼル内燃機関(機付き過給機、ポンプ類等を含む)、クランチ等動力伝達装置、軸系、空気が縮機、圧力容器、熱交換器、補機及び管装置(弁及びコック)をいう。 (イ) 1種サービーステーション 4000 kW (ロ) 2種サービーステーション 735 kW (6) (略)</p>	<p>1. 適用 この附属書は、以下の工事、整備、装備、装備工事又は解放整備(以下「工事又は整備等」という。)を行う事業場又はサービーステーション(以下「事業場等」という。)に適用する。 (1)～(4) (略) (5) 内燃機関等の解放整備 内燃機関等とは、主機又は補機である機関であって、次のサービーステーションの区分毎に掲げる連続最大出力以下のディーゼル内燃機関(機付き過給機、ポンプ類等を含む)及びクランチ等動力伝達装置をいう。 (イ) 1種サービーステーション 3000 kW (ロ) 2種サービーステーション 735 kW (6) (略)</p>	<p>(傍線の部分は改正部分)</p>

附 則

この船舶検査の方法の一部を改正する通達は、令和2年11月9日から施行する。

―――質疑応答―――

Q 1. 改正趣旨について

A. 今般改正は、近年 JG 船に搭載される内燃機関の出力拡大傾向に鑑み、内燃機関等の解放整備を実施できる 1 種サービス・ステーションにつき、対象出力範囲を出力 4,000kW までに拡大するものです。なお、2 種サービス・ステーションは対象出力範囲の変更はありません。

また、対象機器範囲をこれまでディーゼル内燃機関及び動力伝達装置としていましたが、軸系、空気圧縮機、圧力容器、熱交換器、補機及び管装置（弁及びコック）を含めるよう拡大するものです。

Q 2. 内燃機関の出力規制を外さなかった理由（対象出力範囲を出力 4,000kW までとした理由）

A. 今般改正の内容は、従前の対象出力範囲（出力 3,000kW まで）を超える出力の内燃機関を解放整備する機会に恵まれるサービス・ステーション（SS）を中心として、サービス・ステーション制度（SS 制度）の利活用促進を目指すものとして対象出力範囲の拡大について貴協会から要望いただいたものです。

ただし、これら SS であっても、改正後の対象出力範囲（出力 4,000kW まで）を更に超えるような高出力機関の整備実績は少ないと考えられ、適切な整備状況とその実施体制を考慮し、今般の対象出力範囲としたものです。

Q 3. 新たに対象機器範囲に含まれる機器の解放整備の取扱いについて

A. 今般改正では対象出力範囲の拡大とともに、対象機器範囲の拡大も行われ、新たに軸系、空気圧縮機、圧力容器、熱交換器、補機及び管装置（弁及びコック）が含まれることとなりました。

従前の内燃機関及び動力伝達装置についても同様に取扱いしてきたところですが、受検船舶について受検前に行う管海官庁・船主・造船所・SS との打合せにおいて、どの範囲まで SS 制度による解放整備として活用するのかを明確にしてください。

これは、同一の SS が解放整備を行う場合であっても、受検船舶、船主や造船所の別により、例えばプロペラ軸や船底弁を含まず、検査官の臨検を受けることとする事例が考えられるためです。

Q 4. 新たに適用になった機器の取扱い―「軸系」の範囲について

「対象機器範囲の「軸系」には、船尾管内中間軸、船外中間軸、プロペラ軸、プロペラは含まれるのか。また、WJ 推進装置、縦軸推進装置は含まれるのか。」

A. 軸系には、船体貫通部となる船尾管軸封装置、船尾管内中間軸、船外中間軸、プロペラ軸及びプロペラ（FPP、CPP）を含みます。

ただし、縦軸推進装置や WJ 推進装置については操舵装置としての機構部を含むことから、今般拡大した対象機器には含みません。

Q 5. 新たに適用になった機器の取扱いー「補機及び管装置（弁及びコック）」の範囲について

「対象機器範囲の「補器及び管装置（弁及びコック）」には、船体外板に開口を有する管装置（船底弁、船外弁）は含まれるのか。また、FO サービスタンク等一般的な置きタンクは含まれるのか。」

A. 管装置（弁及びコック）には、船体貫通部となる船底弁、船外弁を含みます。ただし、自動不環弁（排水告示の規定によるもの）は含みません。

また、補機及び管装置には置きタンクを含みます。

Q 6. すでに証明を受けている SS の取扱いについて

A. 今般改正では、SS が要すべき人員・施設・設備等の要件に変更がありません。また、証明書には SS の区分（1 種）は記載されるものの、解放整備できることとなる対象出力範囲については記載されていません。

このことから、すでに 1 種 SS として証明を受けている事業場は、再審査、再証明又は証明書の書換等の特段の手続きを要せず、施行日以後は出力 4,000kW までの内燃機関等の解放整備について SS 制度の活用ができることとなります。

Q 7. 証明を受けた SS の種別による内燃機関の出力（1 種は出力 4,000kW まで、2 種は出力 735kW まで）を超える内燃機関以外の機器の整備について

「内燃機関以外の機器（動力伝達装置、軸系、空気圧縮機、圧力容器、熱交換器、補機及び管装置）について、内燃機関の出力を問わず、SS 制度の活用ができるのか。」

A. SS 制度は内燃機関の出力を指標に 1 種・2 種の区分を設け、解放整備を適切に実施できる体制・能力を有する事業者として証明する制度です。

従って、SS 制度の区分を超える出力の内燃機関を搭載する船舶の当該内燃機関以外の機器の解放整備についても、SS 制度の活用はできません。

Q 8. 内燃機関以外の機器のみ（例えば「軸系」のみ、「ポンプ」のみ）での SS 証明を受けることについて

A. SS 制度は内燃機関の出力を指標に 1 種・2 種の区分を設け、解放整備を適切に実施できる体制・能力を有する事業者として証明する制度です。

従って、SS 制度の出力の指標となる内燃機関について解放整備を適切に実施できる体制・能力を含まず、当該内燃機関以外の機器の解放整備に係る事業者として証明することはできません。

Q 9. SS が関与せず解放整備された場合の証明の活用について

「SS の証明を受けた事業所（造船所等）の構内で、当該事業所が解放整備に関与せずに証明を受けていない者がこれを行う場合、当該事業所の証明による SS 制度は活用できるか。」

A. SS 制度は内燃機関の出力を指標に 1 種・2 種の区分を設け、解放整備を適切に実施できる体制・能力を有する事業者として証明する制度です。

従って、証明を受けていない者の解放整備に SS 制度は活用できません。

Q 10. 整備点検記録について

A. 改正前の船舶検査の方法附属書 H 別記 5 には、内燃機関の整備点検記録簿（別紙様式 6-3）を規定しております。

内燃機関の整備点検記録簿の様式には、今般改正で拡大された対象機器範囲（新たに含まれる機器類）の記載欄がないため、早急に様式を整えるよう致します。なお、現行の内燃機関の整備点検記録簿の最末尾にある記載欄「その他特記事項・所見」欄に、新たに含まれる機器類に関する解放整備の記録を記載すること、また、記録簿に別添として適切な記録類を添付することでも構いません。

Q 11. 施行日前に解放整備される機器について

A. 今般改正は、SS 制度の活用拡大として規制緩和する内容になりますので、施行日前（適用日前）であっても実質的に運用いただくことに支障ございません。

以上